

大村市指定管理者制度の運用方針

令和6年12月

大村市

大村市指定管理者制度の運用方針<目次>

I 本方針の位置付け	1
II 指定管理者制度の概要	1
1 指定管理者制度の創設	1
2 指定管理者制度の導入の目的	2
III 大村市指定管理者制度の運用方針	2
1 基本的事項	2
(1) 導入基準	2
(2) 公募・非公募	2
(3) 指定管理期間	3
(4) 利用料金制	3
(5) 自主事業	4
(6) 市内団体の優位性の確保	4
2 指定管理者候補者の選定	4
(1) 選定審査会	4
(2) 選定基準	4
3 指定管理者の評価・監督	5
(1) 利用者の満足度調査	5
(2) 指定管理者の自己評価	5

(3) 市の総合評価	5
IV 参考資料	6
参考1 指定管理者制度を適用している施設（公募・非公募、指定管理期間）	6
参考2 指定管理者制度の運用の基本的な流れ	7
参考3 地方公共団体の指定管理者制度の導入状況等	8

I 本方針の位置付け

本市においては、平成18年度から指定管理者制度を導入することに伴い、平成17年1月に「大村市指定管理者制度運用に関する指針」を策定した。さらに、平成25年2月には、同制度導入からこれまでの実績を総括するとともに、同制度の運用方法について市の考え方を明確に示した「大村市指定管理者制度の運用方針」を策定し、公の施設の適切な管理運営に努めてきたところである。

このような中、運用方針の策定から一定の期間が経過し、現状と課題を踏まえた上で適切な対応を図るため、現行の運用方針を見直し、新たに本市における指定管理者制度の運用に関する基本的な方針を策定した。

なお、本方針の内容は、令和2年6月以降に指定管理に関する事務手続きを開始する施設（令和4年4月から指定管理を開始する施設）から適用する。

II 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度の創設

平成15年9月2日に施行された改正地方自治法により、公の施設の管理制度が改められ、指定管理者制度が創設された。従来、公の施設の管理主体は、市やその出資法人、公共団体及び公共的団体（※）に限定されていたが、指定管理者制度の創設により、民間企業をはじめ、法人その他の団体等に包括的に代行させることが可能となった。

本市では、平成18年4月から同制度を導入し、令和6年4月1日現在で、55施設において企業や団体を指定管理者に指定している。

区分	管理委託制度	指定管理者制度
法的性格	公法上の契約による業務の委託	指定（行政処分）により施設の管理権限を指定管理者に委任
受託者の資格	公共的団体のほか、市が出資する法人等	法人その他の任意団体等 ※個人は不可
事業者の選定方	競争入札又は随意契約	プロポーザル（提案）審査
施設の管理権限	市	指定管理者（条例の範囲内）
施設の使用許可	市	指定管理者
目的外使用許可	市	市
管理の方法	仕様書のとおり	条例に定める管理基準の範囲内で指定管理者の裁量を認める
管理期間	原則として単年度	基本的に複数年
管理費用	契約に定める金額	基本協定に定める限度額の範囲内において毎年度決定

※公共的団体…農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、法人格の有無を問わず公共的な活動を営む団体

2 指定管理者制度の導入の目的

公の施設の管理・運営について、民間事業者等が持つノウハウや専門性等を活用することにより、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するとともに、市民サービス及び施設管理における費用対効果の向上を図ることを目的とする。

Ⅲ 大村市指定管理者制度の運用方針

1 基本的事項

(1) 導入基準

公の施設の管理方法については、施設の設置目的や施設に対する行政責任の在り方を考慮し、適切に選択する必要があるが、次のいずれにも該当しない場合は、積極的に指定管理者制度を導入する。

〈市の直営（一部業務の民間委託を含む。）によって管理運営を行う施設〉

- ① 法令等で市が管理することが義務付けられている。
- ② 指定管理者制度を導入した場合、市の施策への影響が懸念される。
- ③ 市に代わって行政責任を担うことができる団体等が存在しない。
- ④ 指定管理者制度を導入した場合、市民サービスや効率性の向上が期待できない。

(2) 公募・非公募

指定管理者の募集は、原則として公募で行うものとし、民間企業等の資本金力、経営能力等の活用を図ることが期待できる施設については、株式会社や有限会社など利益目的の団体を含め、市内外から広く候補者を公募する。

ただし、次の施設に該当する場合は、公募を経ずに公共的団体等を指定管理者の候補者として選定する。

〈公募を経ずに公共的団体等を指定管理者の候補者に選定する施設〉

- ① 市の実施する施策や事業と密接に関係しており、管理する団体が公共的団体以外に見込めないと判断される施設

(対象施設) 市民病院、療育支援センター、高齢者活動支援施設 高良谷牧場、漁港、総合福祉センター、勤労者センター

- ② 住民が主体となって活動することを前提に設置され、市民や地域組織によって管理することが妥当と判断される施設

(対象施設) 地区コミュニティセンター、黒木山小屋、アーチェリー場
児童体育館、鈴田運動広場、南部運動広場、北部運動広場
武道館、弓道場

③ その他、特定の企業、団体等に管理を行わせることが、当該施設の設置目的に鑑み、効果的であると判断される施設

(対象施設) 自然共生型アウトドアパーク

(3) 指定管理期間

これまでの指定管理期間は、その施設の管理業務の内容により、3年、5年及び10年と設定していたが、指定管理者の経営の効率化と安定的なサービスの実現を図るため、原則「5年」とする。

ただし、高度な専門的知識・技能を有するスタッフの確保や、高額備品・設備等を必要とする施設に限り、5年を超えて設定できることとする。

また、施設の管理手法を見直す際など、指定管理期間を短縮することも可能とする。

なお、指定管理期間を原則5年とすることから、長期的な事業計画など、指定管理者に対する一定のインセンティブが確保されると判断し、これまで導入していた「再指定制度」を廃止する。

※ 現在再指定制度を適用している施設については、その適用期間（指定期間が3年の施設は最大3期まで。5年の施設は最大2期まで。）の終了をもって廃止する。

(4) 利用料金制

施設の特性等を踏まえ、指定管理者の経営努力を促すことができる施設については、積極的に利用料金制を適用する。

なお、利用料金制を適用した場合は、施設の維持管理に要する費用は、原則として指定管理料と利用料金で賄うこととし、利用料金の収益が当初の見込みを上回った場合は、全て指定管理者の収益とし、下回った場合は、全て指定管理者の損失とする。

ただし、施設の一時休止など不測の事態によって収益が減少し、市民サービスの安定供給に支障が生じる可能性がある場合は、市と指定管理者が協議して柔軟に対応する。

(利用料金制を導入している施設)
市民病院、野岳湖公園、琴平岳展望所、自然共生型アウトドアパーク

	使用料金制	利用料金制
使用料金の決定	条例に規定するとおり	条例の規定の範囲内で、指定管理者が定めることも可能
徴収事務及び収入先	市	指定管理者
指定管理者の経営メリット	収入が指定管理料に限定されている	努力によっては収益が増加する可能性がある
指定管理者の経営リスク	特になし	減収の場合経営リスクがある

(5) 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、指定管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の自己の費用と責任において、自主事業を実施することができる。

なお、自主事業を実施する際は、市へ事業計画等を提出し、承認を得る必要がある。

(6) 市内団体の優位性の確保

市内団体の優先性を確保するため、指定管理者候補者の審査基準において、「地域性」に関する項目を設け、管理基準等の一定の条件を満たした市内団体の候補者に対して、加点配分を行う。

2 指定管理者候補者の選定

(1) 選定審査会

透明性・公正性を図るため、専門的知識を有する者、指定予定施設の利用者等の委員で構成する「大村市指定管理者候補者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）を設置し、選定基準に基づく総合的な評価によって、指定管理者候補者を選定する。

(2) 選定基準

選定基準は、概ね次のとおりとする。なお、選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、施設の特性に応じて選定審査会で決

定する。

- ・市民の平等な利用が確保されていること。
- ・施設の効用を最大限発揮するものであること。
- ・施設の管理経費の縮減を図ることができるものであること。
- ・施設管理を継続的に安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること。
- ・市、地域等との連携を図り、関係法令等を遵守するとともに、危機管理能力を有するものであること。
- ・上記以外の提案事項やPR事項

3 指定管理者の評価・監督

指定管理者の管理の適正性及び効果を判断するため、毎年度、事業の評価を行うとともに、モニタリングとアセスメントを実施する。

(1) 利用者の満足度調査

指定管理者は、利用者の意見、要望等を把握し、管理業務に反映させるため、施設の利用者を対象として管理業務の実施状況等に対するアンケート調査を実施する。

(2) 指定管理者の自己評価

指定管理者は、管理業務の実施状況について自己評価を行い、市に報告する。

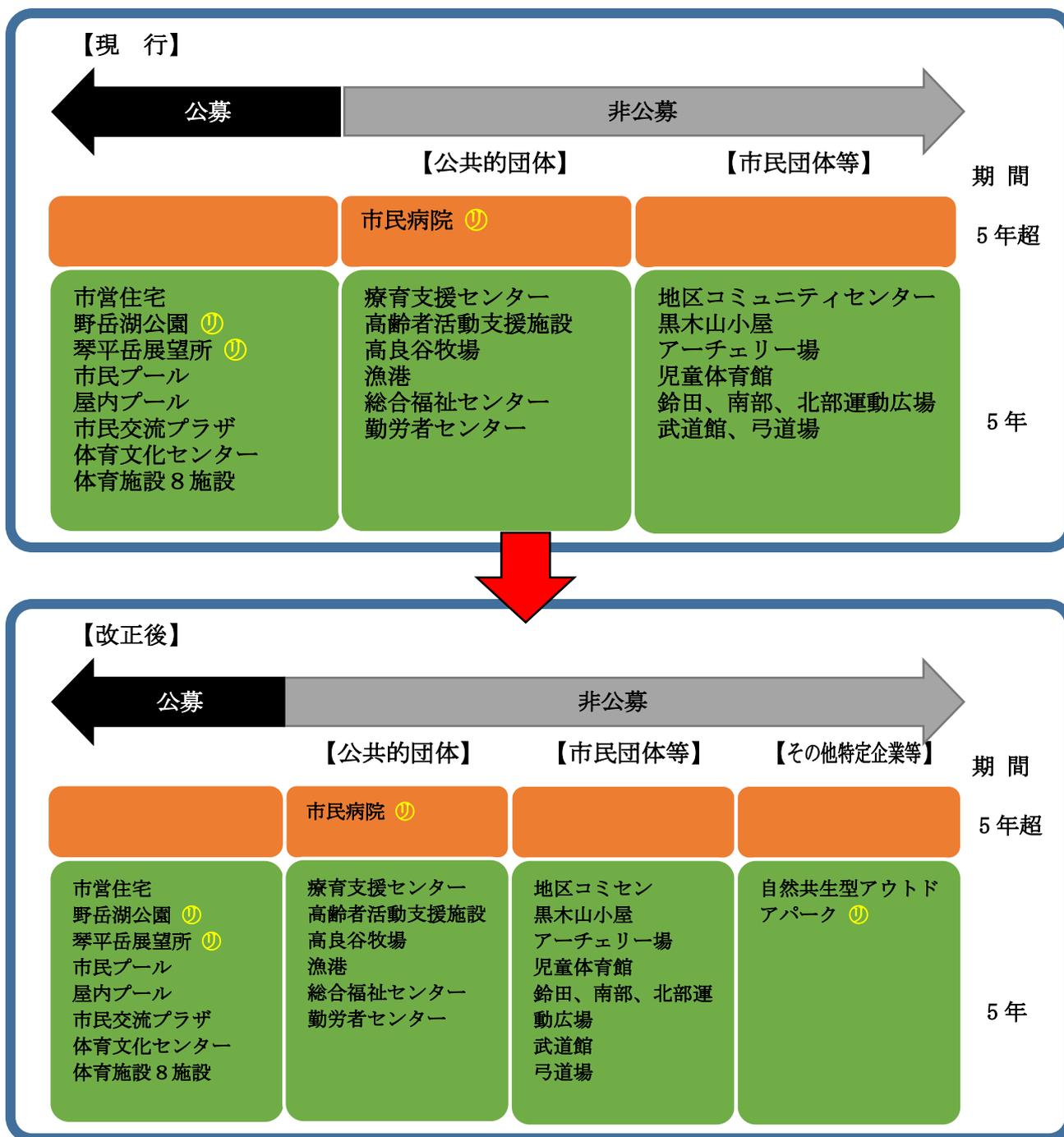
(3) 市の総合評価

市は、指定管理者が実施した利用者の満足度調査及び自己評価の結果を踏まえ、現在の施設の利用全般について状況を把握し、これまでの問題点と解決策、今後の方向性等について総合的な検証と評価を行う。

また、この評価結果を、施設の利用基準や次回の指定管理者の募集要項等の見直し及びサービス向上に反映させる。

IV 参考資料

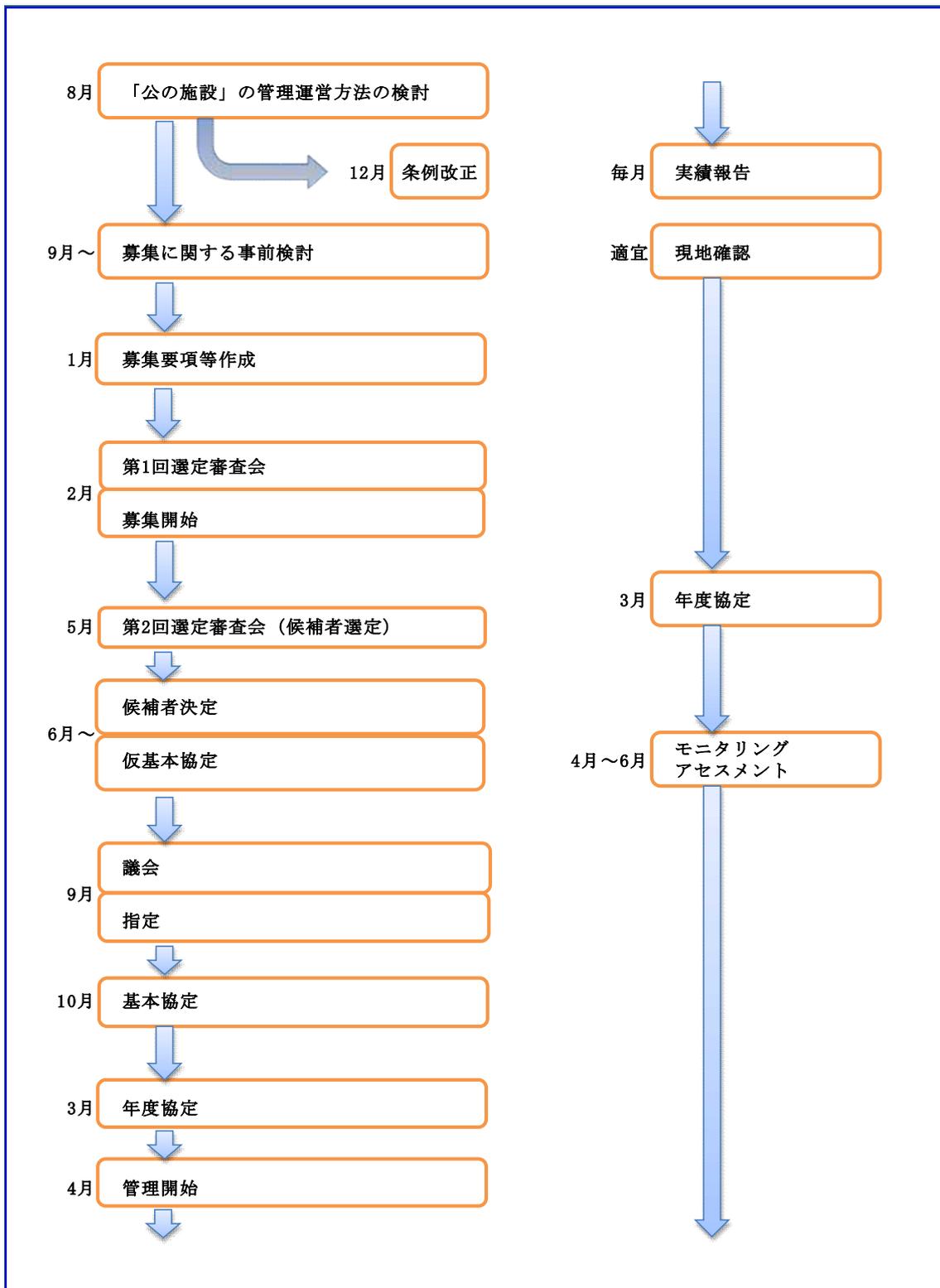
参考1 指定管理者制度を適用している施設（公募・非公募、指定管理期間）



※体育施設8施設 …森園運動広場、森園ファミリースポーツ広場、陸上競技場、野球場、テニスコート
郡中学校運動場夜間照明施設、補助グラウンド、古賀島スポーツ広場

※㊦ …利用料金制を導入している施設

参考2 指定管理者制度の運用の基本的な流れ



参考3 地方公共団体の指定管理者制度の導入状況等

1 指定管理者制度が導入されている施設数

	H18	H21	H24	H27	H30	R3
都道府県	7,083	6,882	7,123	6,909	6,847	6,721
指定都市	5,540	6,327	7,641	7,912	8,057	8,063
市区町村	48,942	56,813	58,712	61,967	61,364	62,753
合計	61,565	70,022	73,476	76,788	76,268	77,537
大村市	60	61	62	60	58	58

指定管理者制度を導入している施設数は、全国的に増加傾向にある。本市の導入施設数が減少しているのは、公の施設の廃止（市営住宅、市民会館等）に伴うものの。

2 民間企業等が指定管理者の施設数及びその割合

	H18	H21	H24	H27	H30	R3
都道府県	825 (11.6%)	1,571 (22.8%)	2,304 (32.3%)	2,397 (34.6%)	2,617 (37.7%)	2,712 (40.2%)
指定都市	762 (13.8%)	1,564 (24.7%)	3,077 (40.3%)	3,514 (44.0%)	3,734 (46.1%)	3,903 (47.8%)
市区町村	9,665 (19.8%)	17,354 (30.5%)	19,003 (32.4%)	23,093 (37.0%)	24,451 (39.5%)	27,093 (42.8%)
合計	11,252 (18.3%)	20,489 (29.3%)	24,384 (33.2%)	29,004 (37.5%)	30,802 (40.0%)	33,708 (43.1%)
大村市	2 (3.3%)	3 (4.9%)	28 (45.2%)	30 (50.0%)	29 (50.0%)	29 (50.0%)

民間企業等（※）が指定管理者となっている施設数は、全国的に増加している。本市が平成24年度から施設数が急増しているのは、市営住宅（令和6年4月1日現在で21施設）の指定管理者が民間企業になったため。

※民間企業等…株式会社、有限会社、NPO法人、学校法人、医療法人、共同企業体等

3 公募により指定管理者候補者を募集している施設の割合

	H18	H21	H24	H27	H30	R3
都道府県	51.2%	57.9%	63.8%	63.4%	64.3%	63.7%
指定都市	48.8%	55.8%	63.3%	67.8%	68.0%	67.8%
市区町村	23.7%	36.0%	38.9%	41.9%	44.9%	47.4%
合計	29.1%	40.0%	43.8%	46.5%	49.1%	50.9%
大村市	71.7% (43施設)	82.0% (50施設)	79.0% (49施設)	60.0% (36施設)	50.0% (29施設)	50.0% (29施設)

公募は、都道府県の約6割、指定都市の約7割、市区町村の約5割で実施されている。本市の公募施設の割合が減少しているのは、運用方針の見直し（平成25年2月策定）により、公募を経ずに指定管理者として指定する施設数が増加したため。

4 指定管理者制度導入施設の指定管理期間の状況

	H18	H21	H24	H27	H30	R3	大村市 (R3.4.1時点)
3年	74.3%	32.6%	22.3%	17.8%	15.0%	13.3%	39.7% (23施設)
5年	16.3%	47.3%	56.0%	65.3%	71.5%	72.7%	58.6% (34施設)
10年以上	0.6%	5.6%	5.8%	5.7%	5.4%	5.6%	1.7% (1施設)
その他	8.8%	14.5%	15.9%	11.2%	8.1%	8.4%	0.0% (0施設)
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%	100% (58施設)

全国的に指定管理期間は長期化の傾向が見られ、5年間の割合が高い。本市では、使用許可や一般管理を主な業務とする施設については、指定管理期間を3年と設定しており、同業務の施設数が多いため、3年間の割合が高くなっている。

※参考3にある表の数値は総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」から引用。